

記者クラブ加盟社 各位

摂津市市長公室広報課

## 職員の懲戒処分の公表について

摂津市職員懲戒処分の指針に基づき、下記のとおり公表いたします。

処分年月日	令和8年3月30日
被処分者	教育委員会事務局 こども家庭部 会計年度任用職員（50歳代）
処分内容	減給10分の1 1か月
事案の概要	<p>令和8年1月27日、園庭遊びを終えた後、保育室内へ移動した際、児童に対して、上着を脱いでトイレに行くように声掛けをしたが、児童が「嫌だ、嫌だ」と言い、床に寝転がる姿勢を取ったところ、児童の足を掴み、逆さ吊りの状態にしたものである。</p> <p>被処分者の行為は、児童に対する虐待等の禁止を規定する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第9条の2に違反するとともに、保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドラインにおいて、身体的虐待の具体例として挙げられている行為であり、地方公務員法第32条に規定する法令遵守義務に違反している。</p> <p>摂津市職員懲戒処分の指針の第2 標準例 1 一般服務関係（5） 職場内秩序を乱す暴行行為と同等であると考えられる行為であるとともに、地方公務員法第33条に規定する信用失墜行為の禁止に反している。</p> <p>なお、被処分者は再度の任用を行わず、3月31日で任期満了となる。</p>

処分年月日	令和8年3月30日
被処分者	教育委員会事務局 教育総務部 職員（50歳代）
処分内容	戒告
事案の概要	<p>平成28年8月に公用自動車内で喫煙したことに対して、二度と同じような不始末を起こさないと誓約しているにもかかわらず、令和5年度から令和7年度にかけて公共施設の敷地内において、さらに、令和7年度には公用自動車内において勤務時間中に喫煙をしていたものである。</p> <p>被処分者は、勤務時間中に公共施設の敷地内又は公用自動車内において繰り返し喫煙をしたことは、健康増進法第29条における特定施設等での喫煙禁止の規定を無視するとともに、地方公務員法第32条に規定する法令を遵守する義務、地方公務員法第35条に規定する職務に専念する義務に違反している。加えて、職務上の報告において虚偽の内容を伝えており、摂津市職員懲戒処分の指針の第2 標準例 1 一般服務関係（6） 虚偽報告に該当し、地方公務員法第33条に規定する信用失墜行為の禁止に反している。</p>

※個人が識別されない内容のものとするを基本としています。